リサイクル燃料備蓄センター設工認

設1-補-007

2021年5月28日

# リサイクル燃料備蓄センター 設計及び工事の計画の変更認可申請書 (補足説明資料)

工事の方法の標準化について (使用前事業者検査含む)

令和3年5月

リサイクル燃料貯蔵株式会社

## 目次

1.	は	じめ	) に····································	1
2.	エ	事の	)方法の記録に関する基本的考え方	1
3.	エ	.事の	方法の合理的な記載に関する検討	1
Ş	3.	1	工事の方法の記載の基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
ę	3.	2	金属キャスクの検査の考慮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
9	3.	3	RFSの工事の特徴······	2
ć	3.	4	工事の方法の書き分け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4.	施	設の	)特徴を踏まえた使用前事業者検査の方法に関する検討	3
4	1.	1	使用前事業者検査の方法の基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
۷.	1.	2	施設の特徴を踏まえた使用前事業者検査の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
5.	ま	とめ	)	5
別糸	₹			6

#### 1. はじめに

本資料は、リサイクル燃料備蓄センター(以下「RFS」という。)の設工認申請書(以下「設工認」という。)の工事の方法の標準化及び使用前事業者検査の合理的な方法について説明するものである。

#### 2. 工事の方法の記載に関する基本的考え方

適合性確認対象設備について、必要な機能・性能の確認方法を合理的に説明するため、検査の特徴を考慮して工事の方法を記載するともに、使用前事業者検査についてはRFSの特徴を踏まえた方法を明確化する。

#### 3. 工事の方法の記載に関する検討

3. 1 記載の標準化の基本的考え方

工事の方法の記載については、設工認 添付書類 2「設計及び工事に係る 品質マネジメントシステムに関する説明書」において、「当該工事の手順並 びに使用前事業者検査の項目及び方法を記載するとともに、工事中の従事 者及び公衆に対する放射線管理や他の設備に対する悪影響防止の観点から 特に留意すべき事項を「工事の方法」として取りまとめる。」としている ことから、その記載の標準化に当たっては使用前事業者検査を考慮して検 討する必要がある。

- 3. 設計及び工事の計画における設計,工事及び検査に係る品質管理の方法等
  - 3.3 設計に係る品質管理の方法
  - 3.3.3 設工認における設計予備設計のアウトプットに対する検証
    - (4) 設工認申請書の作成
      - c. 工事の方法の作成

設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備等が、期待される機能を確実に発揮することを示すため、当該工事の手順並びに使用前事業者検査の項目及び方法を記載するとともに、工事中の従事者及び公衆に対する放射線管理や他の設備に対する悪影響

防止の観点から特に留意すべき事項を「工事の方法」として取りまとめる。

#### 3. 2 金属キャスクの検査の特徴

金属キャスクは、使用済燃料を収納することから、RFSの安全を確保するためには、他の設備とは異なる検査を実施する必要がある。検討している金属キャスク特有の使用前事業者検査の概要を第3.2-1表に示す。従って、「3.1 記載の標準化の基本的考え方」に基づいて必要事項を説明するためには、金属キャスクは他の設備とは分けて使用前事業者検査を説明する必要がある。

#### 3.3 記載に当たっての留意事項

- (1) 金属キャスクは、発電所で使用済燃料を収納した後にRFSへ搬入するため、発電所における使用済燃料集合体の収納(燃料装荷)の手順が明示されるように記載する。
- (2) 金属キャスクは、型式毎に申請する設工認に従い、1個毎に使用前事業者検査を実施することを記載する。
- (3) 金属キャスク以外の設備は、RFS建設段階における必要な機能・性能の維持管理に関する事項を記載する。

#### 3. 4 工事の方法の書き分け

RFSの検査の特徴を考慮し、工事の方法については、金属キャスク以外の設備の記載を標準化したもの(以下「標準の記載」という。)と金属キャスクの記載の2種類に書き分ける。各工事の方法の比較を第3.4-1表に示す。

工事の方法を2種類に書き分けることによって,適合性確認対象設備について,必要な機能・性能の確認方法を合理的に説明することが可能となる。

なお、書き分ける際には「3.3 記載に当たっての留意事項」を踏ま えて記載するとともに、標準の記載は設工認の「施設共通」に、金属キャ スクの工事の方法は「個別施設」に、分類して記載する。

- 4. RFSの特徴を踏まえた使用前事業者検査の方法に関する検討
  - 4. 1 使用前事業者検査の方法の基本的考え方

使用前事業者検査の方法については、設工認「添付書類2 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」において以下の通り記載しており、その記載に従って検査を実施するものである。

設工認「添付書類 2 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに 関する説明書」(抜粋)

- 3.5 使用前事業者検査の方法
- 3.5.2 使用前事業者検査の計画

工事を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備が認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、技術基準規則に適合するよう実施した設計結果を示した様式-8の「設工認設計結果 要目表/設計方針」欄ごとに設計の妥当性確認を含む使用前事業者検査を「確認方法」欄に取りまとめ、検査項目、検査方法を明確にする。

ただし,主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査については,「検査及び 試験マニュアル」に従い対象範囲を確認し,検査実施時期を定めた検査実施計画 を作成する。

なお,使用前事業者検査は,「工事の方法」に記載された使用前事業者検査の項目及び方法並びに第3.3-1表の要求種別ごとに第3.5-1表に示す確認項目,確認視点及び主な検査項目を基に,様式-8の「確認方法」欄に取りまとめる。

また,適合性確認対象設備のうち,技術基準規則上の措置(運用)に必要な設備についても,使用前事業者検査を様式-8「確認方法」欄に取りまとめ,検査項目,検査方法を明確にする。

検査実施責任者は、使用前事業者検査の実施にあたり、工事を主管する箇所の 長が策定した検査計画を以下の観点で確認することで、検査の信頼性を確保する。

- ① 対象設備に対し検査項目、検査方法が適切に設定されていること。
- ② 検査実施時期が設備の工事工程に対して、適切な時期に計画されていること。

第3.5-1表 要求種別に対する確認項目及び確認視点

	要求種別		確認項目	確認視点	主な検査	項目
		設置要求	名称,取付箇所,個数,設置状態,保管状態	で設置されているこ とを確認する。	・据付検査 ・状態確認検査 ・外観検査	
		系統構成	系統構成, 系統隔離, 可搬設備の 接続性	実際に使用できる系 統構成になっている ことを確認する。	・機能・性能検査	
			容量, 揚程 等の仕様 (要目表)	要目表の記載のとおりであることを確認 する。	・材料検査 ・寸法検査 ・建物・構築物構造	技術基準規則の 要求 事項に対し、適合してい
設備	設計要求	機能要求	上記以外の 所要の機能 要求事項	目的とする機能・性能が発揮できることを確認する。	検査 ・外観検査 ・据付検査 ・耐圧検査 ・漏えい検査 ・機能・性能検査 ・特性検査 ・状態確認検査	ることを確認するための検査方法を整理し、様式-8にまとめる。 (検査概要については、「3.5.5
		評価	評価のインプット条件等の 要求事項	評価条件を満足して いることを確認する。	・状態確認検査	使用前事業者検査の実施」参照)
		要求	評価結果を設 計条件とする 要求事項	内容に応じて,設置要求,系統構成,機能要求として確認する。	・内容に応じて、設 置要求、系統構 成、機能要求の検 査を適用	
運用	運用	要求	手順確認	(保安規定) 手順化されているこ とを確認する。	・状態確認検査	

#### 4.2 RFSの特徴を踏まえた使用前事業者検査の方法

RFSの一部の設備(別紙-1に示す設備)については、既に新規制基準施行前の使用前検査(根拠法令を第4.2-1表に示す。以下「過去の検査」という。)で必要な機能・性能を確認している。

従って,使用前事業者検査で必要な機能・性能を合理的に確認するため, 以下の方法を取り入れて使用前事業者検査を行う。

#### (1) 過去の検査記録の活用

過去の検査において、検査結果に問題がないことを確実に確認した記録を活用する。

#### (2) 代替検査の活用

過去は規制要求がなかった設備\*1については、設工認「添付書類2 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」に従っ て代替検査を行い、必要な機能・性能を有していることを確認する。

※1:空気圧縮機は、既設工認の検査対象ではなかったため、材料検査で確認する材料検査証明書(ミルシート)を作成していない。

#### 5. まとめ

- (1) 工事の方法については、検査の特徴を考慮して、標準の記載と金属キャスクの記載の2種類に書き分ける。
- (2) 使用前事業者検査については、必要な機能・性能を合理的に確認するため、過去の検査記録や代替検査を活用して使用前事業者検査を行う。

以上

第3. 2-1表 金属キャスク特有の使用前事業者検査項目

検査項目	検査内容	判定基準	
	溶接前に溶接施工法及び溶接士の	規格に基づく基準を満足	
\\\\\\\	技能が問題のないことを確認し,溶	すること。	
溶接検査	接後に適切に溶接されたことを確		
	認する。		
吊上荷重検査	トラニオンに荷重を付加し,異常がないことを確認する。	異常のないこと及び浸透 探傷試験における判定基 準を満足すること。	
重量検査	金属キャスクの質量を計測する。	仕様書に定められた値以 下であること。	
	バスケットの材料検査, 寸法検査,	バスケットの材料検査,	
未臨界検査	外観検査及び溶接検査の記録を確	寸法検査,外観検査及び	
小咖啡用	認する。	溶接検査の合格基準を満	
		足すること。	
   気密漏えい検査	シール部に対しヘリウムリークテ	許容漏えい率を超えない	
X(伍/附入 V )快且	ストにより漏えい率を測定する。	こと。	
	代表キャスクについては,燃料集合	代表キャスクについて	
	体を模擬した電気ヒータに設計発	は,周囲温度を45℃に補	
	熱量を模擬しキャスク表面の温度	正したときに,バスケッ	
	を測定する。	ト温度及び胴内面の温度	
	代表キャスク以外については,除熱	が最高使用温度以下であ	
伝熱検査	機能に係る材料検査, 寸法検査, 外	ること。	
	観検査及び溶接検査の記録を確認	代表キャスク以外につい	
	する。	ては、除熱機能に係る材	
		料検査, 寸法検査, 外観	
		記録及び溶接検査の合格	
		に準を満足すること。	
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	ガンマ線又は中性子遮へい機能に	ガンマ線又は中性子遮へ	
一遮へい性能検査	係る材料検査, 寸法検査, 外観検査	い機能に係る材料検査,	

	及び溶接検査の記録を確認する。	寸法検査,外観検査及び
		溶接検査の基準を満足し
		ていること。
	金属キャスクの表面及び表面から	金属キャスクの表面にお
	1m の位置における線量当量率を測	いて 2mSv/h 以下である
線量当量率検査	定する	こと及び表面から 1m の
		位置において 100µSv/h
		以下であること

第3.4-1表 書き分けた工事の方法の比較(記載の標準と金属キャスクの記載)

記載の標準 (電気設備の例)	金属キャスクの記載(案)	備考
(3) 工事の方法	(3) 工事の方法	
電気設備における工事の方法として、使用済燃料の貯蔵の事業許可を受けた事	金属キャスク及び金属キャスクの主要な耐圧部の溶接部における工事の方法と	
項及び「使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準規則」	して,使用済燃料の貯蔵の事業許可を受けた事項,及び「使用済燃料貯蔵施設の技	
という。) の要求事項に適合するための設計(基本設計方針及び設計仕様) に従	術基準に関する規則」(以下「技術基準」という。)の要求事項に適合するための設	
い実施する工事の手順と、それら設計や工事の手順に従い工事が行われたことを	計(基本設計方針及び設計仕様)に従い実施する工事の手順と、それら設計や工事	
確認する使用前事業者検査の方法を以下に示す。	の手順に従い工事が行われたことを確認する使用前事業者検査の方法を以下に示	
	す。	
これらの工事の手順及び使用前事業者検査の方法は,「設計及び工事に係る品	これらの工事の手順及び使用前事業者検査の方法は,「設計及び工事に係る品質	
質マネジメントシステム」に定めたプロセス等に基づいたものとする。	マネジメントシステム」に定めたプロセス等に基づいたものとする。	
1. 工事の手順	1. 工事の手順	
1.1 工事の手順と使用前事業者検査	1.1 工事の手順と使用前事業者検査	
電気設備の設置工事における工事の手順を使用前事業者検査との関係を含め	金属キャスクの設置工事における工事の手順を使用前事業者検査との関係を	
第1.1-1 図に示す。	含め図 1.1-1 に示す。	
	1.2 主要な耐圧部の溶接部に係る工事の手順と使用前事業者検査	使用済燃料の収納
	主要な耐圧部の溶接部に係る工事の手順を使用前事業者検査との関係を含め	による検査の相違
	図 1.2-1 に示す。	第3.2項
2. 使用前事業者検査の方法	2. 使用前事業者検査の方法	
電気設備が設計及び工事の計画に従って施設されたものであることを確認する	構造,強度及び漏えいを確認するために十分な方法,機能及び性能を確認するた	
ために十分な方法により、使用前事業者検査を第1.1-1図のフローに基づき実	めに十分な方法、その他金属キャスクが設計及び工事の計画に従って施設された	
施する。使用前事業者検査は「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」	ことを確認するために十分な方法により、使用前事業者検査を図 1.1-1 のフロー	
に記載したプロセスにより、抽出されたものの検査を実施する。	に基づき実施する。使用前事業者検査は「設計及び工事に係る品質マネジメントシ	
	ステム」に記載したプロセスにより、抽出されたものの検査を実施する。	

記載の	記載の標準 (電気設備の例)					金属キャスクの記載 (案)			
また、使用前事業者検査は、	者検査は、検査の時期、対象、方法、検査体制に加えて、検 また、使用前事業者検査は、検査の時期、対象、方法、検査体制に加えて、検査								
査の内容と重要度に応じて立会は	い, 抜取り,	記録確認のいずれ	かとすることを要	0	の内容と重要	度に応じて立会い, 抜取り, 記録確	認のいずれかとすることを要領書		
領書等で定め実施する。				等	等で定め実施 <sup>、</sup>	する。			
					なお、計測	制御系統施設のうち金属キャスク	に取り付ける蓋間圧力監視装置及	使用済燃料の収納	
				7	び表面温度監	視装置の使用前事業者検査につい	ては、金属キャスクの工事の据付	による検査の相違	
				後	後の適切な時	期に実施する。		第3.2項	
2.1 構造,強度又は漏えいに係っ	る検査			2.	.1 構造,強	<b>度又は漏えいに係る検査</b>			
					2.1.1 構造,	強度又は漏えいに係る検査			
構造、強度又は漏えいに	係る検査がて	ぎきるようになった	とき, 第2.1-1		構造,強	<b>要又は漏えいに係る検査ができる。</b>	ようになったとき,表 2.1.1-1 に		
表に示す検査を実施する。					示す検査を	実施する。			
第 2.1-1 表 棹	<b>5</b>	は漏えいに係る検査	<b></b>			表 2.1.1-1 構造,強度又は漏	えいに係る検査		
検査項目	村	<b>食</b> 查方法	判定基準		検査項目	検査方法	判定基準		
「設計及び工事に係る品質マ		使用されている	使用されている						
ネジメントシステム」に記載		材料が設工認に	材料が設工認の						
したプロセスにより、当該工		記載のとおりで	とおりであるこ						
事における構造、強度又は漏		あること。また	と,また関係規						
えいに係る確認事項として次		関係規格*1等に	格*1等に適合す			│ │材料メーカで実施された試験検			
に掲げる項目の中から抽出さ	材料検査	適合すること	ること。		材料検査	査の結果をミルシート等により	設計仕様のとおりの材料であ		
れたもの	的特快宜	を, 記録又は目			材料恢宜	確認する。	ること。		
•材料検査		視により確認す				中田中心 ケ つ			
• 寸法検査		る。							
• 外観検査									
・据付検査(組立及び据付状									

態を確認する検査)

記載ℓ	記載の標準 (電気設備の例)			金属キャスクの記載(案)			備考
<ul><li>・状態確認検査</li><li>・耐圧検査</li><li>・漏えい検査</li><li>・建物・構築物の構造を確認する検査</li></ul>	寸法検査	主要寸法が設工認に記載の数値に対して許容範囲内であることを、記録又は目視により確認する。	主要寸法が設工認に記載の数値に対して許容範囲内にあること。	寸法検査	主要寸法測定箇所を測定する。	設計仕様のとおりの寸法であること。	
	外観検査 据付検査 (組立及 び据付ここと 態を確認	有害な欠陥のないことを記録又は目視により確認する。 設備の組立状態並びに据付位置及び状態が設工認に記載のとよる。	機能・性能に影響を及ぼす有害な欠陥がないこと。 設工認に記載のとおりに設置されていること。	外観検査	冬郊の外細を日相絵本才で	基本的安全機能及び構造強度	
	する検 査) 状態確認 検査	りであることを 記録ない 記録で 記録で 記載で 記載で 記載で で で で で で で が に だ い に い に い た い た い た い た い た い た い た い た	機器の保管状態,員数等が設工認に記載のとおりであること	外観快生	各部の外観を目視検査する。	に影響する汚れ、傷、変形又は損傷のないこと。	
		<b>公平世界</b> □ 1 '℃ 0		耐圧・漏えい検査	密封容器及びその溶接部に対して,耐圧試験圧力で異常な変形及び著しい漏えいがないことを確認する。		使用済燃料の収納 による検査の相違 第3.2項

記載の標準 (電気設備の例)		金属キャスクの記載	(案)	備考		
	吊上荷1	重 トラニオンに荷重を付加し,異常 がないことを確認する。	異常のないこと及び浸透探傷 試験における判定基準を満足 すること。			
	重量検査	金属キャスクの質量を計測する。	仕様書に定められた値以下であること。			
		兵な耐圧部の溶接部に係る検査 王部の溶接部に係る使用前事業者検査	をは、技術基準第14条第3号及び	使用済燃料の収納による検査の相違		
		貯蔵施設の技術基準に関する規則の		l		
	う。)に適合するよう,以下の(1)及び(2)の工程ごとに検査を実施する。 (1) あらかじめ確認する事項					
	次の①及び②については、主要な耐圧部の溶接をしようとする前に、「日本機					
	械学会 使	用済燃料貯蔵施設規格 金属キャスク	7構造規格 (JSME S FA1-2007)」			
	にて準用	する「(日本機械学会 発電用原子力語	设備規格 溶接規格 (JSME S NB1-			
	2007) 又(	は「JSME S NB1-2012/2013」(以下「済	容接規格」という。)」第2部 溶接			
	施工方法	認証標準及び第3部 溶接技能認証標	準に従い,表 2.1.2-1, 表 2.1.2-			
	2 に示す権	食査を行う。その際,以下のいずれか	に該当する特殊な溶接方法は、そ			
	の確認事	頃の条件及び方法の範囲内で「① 溶	接施工法に関すること」を確認す			
	る。					
		12年6月以前に旧電気工作物の溶	,			
		和 45 年通商産業省令第 81 号) 第 2	条に基づき,通商産業大臣の認可			
		けた特殊な溶接方法。				
		え12年7月以降に一般社団法人日本				
		術検査協会により適合性確認を受けた	上俗接万法。 ————————————————————————————————————			
		施工法に関すること				
		士の技能に関すること				
	なお	①又は②について,以下のいずれか	の万法により適合性が確認されて			

記載の標準 (電気設備の例)	金属キャスクの記載(案)	備考
	いるものは、主要な耐圧部の溶接をしようとする前に表 2.1.2-1、表 2.1.2-2	使用済燃料の収納
	に示す検査は要さないものとする。	による検査の相違
	① 溶接施工法に関すること	第3.2項
	・ 平成 12 年 6 月 30 日以前に電気事業法に基づき国の認可証又は合格証を取	
	得した溶接施工法。	
	・ 平成 12 年 7 月 1 日から平成 25 年 7 月 7 日に,電気事業法に基づく溶接事	
	業者検査において、各設置者が技術基準への適合性を確認した溶接施工法。	
	・ 平成 25 年 7 月 8 日以降,核原料物質,核燃料物質及び原子炉の規制に関	
	する法律(昭和 32 年法律第 166 号)に基づき,各事業者が国の認可証又は	
	合格証を取得した溶接施工法。	
	・ 前述と同等の溶接施工法として、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規	
	制に関する法律(昭和 32 年法律第 166 号)(以下「原子炉等規制法」とい	
	う。) における他の施設にて, 認可を受けたもの, 溶接安全管理審査, 使用	
	前事業者検査等で溶接施工法の確認を受けたもの又は客観性を有する方法	
	により確認試験が行われ判定基準に適合しているもの。ここで,他の施設と	
	は,原子炉等規制法第二条第7項の原子力施設のうち使用済燃料貯蔵施設	
	を除く原子力施設をいう。	
	② 溶接士の技能に関すること	
	・ 溶接規格第 3 部 溶接士技能認証標準によって認証されたものと同等と認	
	められるものとして、技術基準解釈別記に示されている溶接士が溶接を行	
	う場合。	
	・ 溶接規格第 3 部 溶接士技能標準に適合する技術士が,技術基準解釈別記	
	の有効期限内に溶接を行う場合。	

記載の標準 (電気設備の例)		金属キャスクの記載 (案)	備考
	表 2.	1.2-1 あらかじめ確認すべき事項 (溶接施工法)	使用済燃料の収納
	検査項目	検査方法及び判定基準	による検査の相違
	溶接施工法の	計画している溶接施工法の内容が、技術基準に適合する方法	第3.2項
	内容確認	であることを確認する。	
	++ 本  7年 ⇒21	試験材の種類及び機械的性質が試験に適したものであること	
	材料確認	を確認する。	
	開先確認	試験をする上で、健全な溶接が施工できることを確認する。	
		溶接施工法及び溶接設備等が計画どおりのものであり、溶接	
	確認	条件等が溶接検査計画書のとおりに実施されることを確認す	
	4度かい	る。	
		試験材について、目視により外観が良好であることを確認す	
	> 1 Hyu Fitt Bro.	る。	
	溶接後	溶接後熱処理の方法等が技術基準に基づき計画した内容に適	
	熱処理確認	合していることを確認する。	
	浸透探傷試験	技術基準に適合した試験の方法により浸透探傷試験を行い、	
	確認	表面における開口した欠陥の有無を確認する。	
		溶接部の強度、延性及び靭性等の機械的性質を確認するため、	
	機械試験確認	継手引張試験、曲げ試験及び衝撃試験により溶接部の健全性	
		を確認する。	
		管と管板の取付け溶接部の断面について、技術基準に適合す	
		る方法により目視検査及びのど厚測定により確認する。	
		以上の全ての工程において、技術基準に適合していることが	
	(判定)*1	確認された場合、当該溶接施工法は技術基準に適合するもの	
		とする。	
	※1:() は検	査項目ではない。	

記載の標準 (電気設備の例)		金属キャスクの記載 (案)	備考
	表	2.1.2-2 あらかじめ確認すべき事項 (溶接士)	使用済燃料の収納
	検査項目	検査方法及び判定基準	による検査の相違
	溶接士の試 験内容の確 認	検査を受けようとする溶接士の氏名、溶接訓練歴等、及びその 者が行う溶接施工法の範囲を確認する。	第3.2項
	材料確認	試験材の種類及び機械的性質が試験に適したものであることを確認する。	
	開先確認	試験をする上で、健全な溶接が施工できることを確認する。	
	溶接作業中確認	溶接士及びその溶接士が行う溶接作業が溶接検査計画書のと おりであり、溶接条件が溶接検査計画書のとおり実施されるこ とを確認する。	
	外観確認	目視により外観が良好であることを確認する。	
	浸透探傷	技術基準に適合した試験の方法により浸透探傷試験を行い、表	
	試験確認	面に開口した欠陥の有無を確認する。	
	機械試験確認	曲げ試験を行い、欠陥の有無を確認する。	
	断面検査確	管と管板の取付け溶接部の断面について、技術基準に適合する	
	認	方法により目視検査及びのど厚測定により確認する。	
		以上の全ての工程において、技術基準に適合していることが確	
	(判定)*1	認された場合、当該溶接士は技術基準に適合する技能を持った者とする。	
	※1:() は検査項	目ではない。	
	(2) 主要な耐圧部	『の溶接部に対して確認する事項	
	技術基準第 す検査を行う	5 14 条第 3 号の主要な耐圧部の溶接部について,表 2.1.2-3 に示。	

記載の標準 (電気設備の例)		金属キャスクの記載 (案)	備考
	表 2.1.2-3	主要な耐圧部の溶接部に対して確認する事項	使用済燃料の収納
	検査項目	検査方法及び判定基準	による検査の相違
	文田. 上 7 <i>按校长</i> 子	適用する溶接施工法、溶接士について、表 2.1.2-1 及び	第3.2項
	適用する溶接施工	表 2.1.2-2 に示す適合確認がなされていることを確認	
	法、溶接士の確認	する。	
	+	溶接に使用する材料が技術基準に適合するものである	
	材料検査	ことを確認する。	
	HH 44-14/	開先形状、開先面の清浄及び継手面の食違い等が技術基	
	開先檢查	準に適合するものであることを確認する。	
		あらかじめの確認において、技術基準に適合しているこ	
	溶接作業検査	とが確認された溶接施工法及び溶接士により溶接施工	
		しているかを確認する。	
		溶接後熱処理の方法、熱処理設備の種類及び容量が、技	
	数加班 <del></del>	術基準に適合するものであること、また、あらかじめの	
	熱処理検査	確認において技術基準に適合していることを確認した	
		溶接施工法の範囲により実施しているかを確認する。	
	北加海炒木	溶接部について非破壊試験を行い、その試験方法及び結	
	非破壊検査	果が技術基準に適合するものであることを確認する。	
	+ + + + + - <del>                                    </del>	溶接部について機械試験を行い、当該溶接部の機械的性	
	機械検査	質が技術基準に適合するものであることを確認する。	
		規定圧力で耐圧試験を行い、これに耐え、かつ、漏えい	
		がないことを確認する。規定圧力で行うことが著しく困	
		難な場合は、可能な限り高い圧力で試験を実施し、耐圧	
	耐圧検査	試験の代替として非破壊試験を実施する。	
		(外観の状況確認)	
		溶接部の形状、外観及び寸法が技術基準に適合すること	
		を確認する。	

記載♂	) 樗淮(雷気	設備の例)				金属キャスクの記載(案)		備考
記載の標準(電気設備の例)  2.2 機能又は性能に係る検査 設備の機能又は性能を確認できる状態になったとき,第2.2-1表に示す検 査を実施する。		以上の全ての工程において、技術基準に適合していることが確認された場合、当該溶接部は技術基準に適合するものとする。 ※1:()は検査項目ではない。  2.2 機能又は性能に係る検査機能又は性能を確認するため、以下の通り検査を行う。ただし、表 2.1.1-1 中に示す検査により機能又は性能を確認できる場合は、表 2.2-1 の表中に示す検査を表 2.1.1-1 の表中に示す検査に替えて実施する。構造、強度又は漏えいを確認する検査と機能又は性能を確認する検査の内容が同じ場合は、構造、強度又は漏えいを確認する検査の記録確認をもって、機能又は性能を確認する検査とすることができる。			使用済燃料の収納による検査の相違第3.2項			
		性能に係る検査	加宁甘烯	IA -t		表 2. 2-1 機能及び性能検査		
検査項目		検査方法   エポンスス 4/4	判定基準	検査項目		検査方法 	判定基準	在田泽縣(M) (A) (M) (M)
「設計及び工事に係る品質マ	運転性	要求される機	目的とする機	気密漏えい		ル部に対しヘリウムリークテ		使用済燃料の収納
ネジメントシステム」に記載	能・容量	能・性能につい	能・性能が発揮	検査	スト	により漏えい率を測定する。		による検査の相違
したプロセスにより、当該工事における機能又は性能に係る確認事項として次に掲げる項目の中から抽出されたもの・運転性能・容量確認検査	確認検査	て,実際に使用 する状態又は模 擬環境により試 運転等を行い, 機能・性能又は	できること。	遮へい性能 検査	係る	マ線又は中性子遮へい機能に 材料検査,寸法検査,及び外 査及び溶接検査の記録を確認 。	ガンマ線又は中性子遮へ い機能に係る材料検査, 寸法検査,及び外観検査 の基準を満足していること。	第3.2項

線量当量率

検査

定する

警報・インターロック検査

· 計測範囲 · 設定値確認検査

特性を記録又は

目視により確認

する。

金属キャスクの表面にお

において100μSv/h以下で

あること

金属キャスクの表面及び表面から いて 2mSv/h 以下であるこ

1mの位置における線量当量率を測 と及び表面から 1mの位置

記載の標準(電気	設備の例)			備考		
記載の標準(電気) 警報・イ ンター ロック検 査 計測範 囲・設定 値確認検	設備の例の ロック で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	インターロック 及び警報が正常 に動作するこ と。 計測範囲又は設 定値が許容範囲 内であること。	未臨界検査	金属キャスクの記載(案) バスケットの材料検査記録, 寸法 検査記録, 外観検査記録及び溶接 検査の記録を確認する。  代表キャスクについては, 燃料集 合体を模擬した電気ヒータに設計 発熱量を模擬しキャスク表面の温 度を測定する。	臨界防止機能に係る材料 検査,寸法検査,外観検査 及び溶接検査の合格基準 を満足すること。 代表キャスクについて は,周囲温度を45℃に補 正したときに,バスケッ ト温度及び胴内面の温度 が最高使用温度以下であ ること。	備考 使用済燃料の収納 による検査の相違 第3.2項
查				代表キャスク以外については,除 熱機能に係る材料検査,寸法検査, 外観検査及び溶接検査の記録を確 認する。	代表キャスク以外については,除熱機能に係材料検査,寸法検査,外観記録及び溶接検査の合格に準を満足すること。	

#### 2.3 基本設計方針検査

係る検査」では確認できない事項について、第2.3-1表に示す検査を実施する。

第2.3-1表 基本設計方針検査

検査項目	検査方法	判定基準
基本設計方針	基本設計方針のうち第2.1-1表及び第2.2	設工認に記載され
検査	-1 表では確認できない事項について,設	た工事の方法及び
	工認に記載された工事の方法及び基本設	基本設計方針に
	計方針に従って据付けられ、機能及び性能	従って据付けられ,
	を有していることを確認する。	機能及び性能を有

### 2.3 基本設計方針検査

基本設計方針のうち「構造,強度又は漏えいに係る検査」及び「機能又は性能に 基本設計方針のうち「構造,強度又は漏えいに係る検査」及び「機能又は性能に 「係る検査」では確認できない事項について、表 2.3-1に示す検査を実施する。

表 2.3-1 基本設計方針検査

検査項目	検査方法	判定基準
基本設計方針検	基本設計方針のうち,表 2.1.1-	
査	1,表 2.2-1 では確認できない事	「甘去乳乳+イドのしょう
	項について,基本設計方針に従い	「基本設計方針」のとお
	工事が実施されたこと**を工事中	りであること。
	   又は工事完了時における適切な	

記載の標準 (電気設備の例)			金属キャスクの記載 (案)			備考
	していること。			段階で確認する。		
			※:発電所にて実	施する工事については、電力が作	F成する工事記録に	発電所における使
			より工事が実	施されたことを確認する。		用済燃料の収納に
						よる相違
						第3.3(1)項
2.4 品質マネジメントシステムに係る検査		2.4	4 品質マネジメン	トシステムに係る検査		

#### 2.4 品質マネジメントシステムに係る検査

プロセス、「1. 工事の手順|及び「2. 使用前事業者検査の方法|のとおり行わ プロセス、「1. 工事の手順|及び「2. 使用前事業者検査の方法|のとおり行わ れていることの実施状況を確認するとともに,使用前事業者検査で記録確認の対しれていることの実施状況を確認するとともに,使用前事業者検査で記録確認の対 象となる工事の段階で作成される製造メーカ等の記録の信頼性を確保するため 象となる工事の段階で作成される製造メーカ等の記録の信頼性を確保するため, に, 第2.4-1表に示す検査を実施する。

第2.4-1表 品質マネジメントシステムに係る検査

検査項目	検査方法	判定基準
品質マネジメ	工事が設工認の「工事の方法」及び「設計	設工認で示す「設計
ントシステム	及び工事に係る品質マネジメントシステ	及び工事に係る品
に係る検査	ム」に示すプロセスのとおり実施している	質マネジメントシ
	ことを品質記録や聞取り等により確認す	ステム」及び「工事
	る。この確認には、検査における記録の信	の方法」のとおりに
	頼性確認として,基となる記録採取の管理	工事管理が行われ
	方法の確認やその管理方法の遵守状況の	ていること。
	確認を含む。	

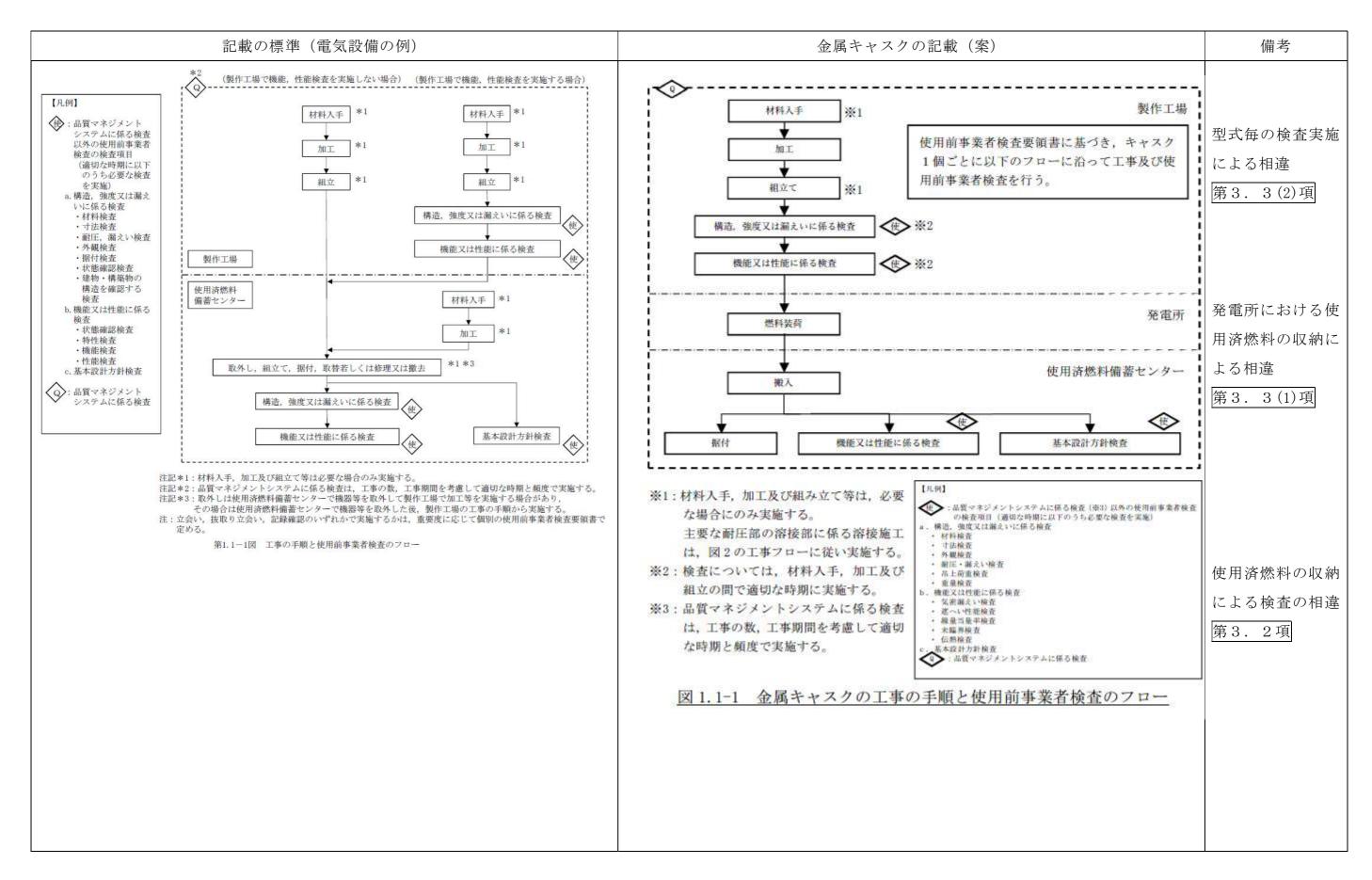
実施した工事が、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した│ 実施した工事が、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した│ 表 2.4-1 に示す検査を実施する。

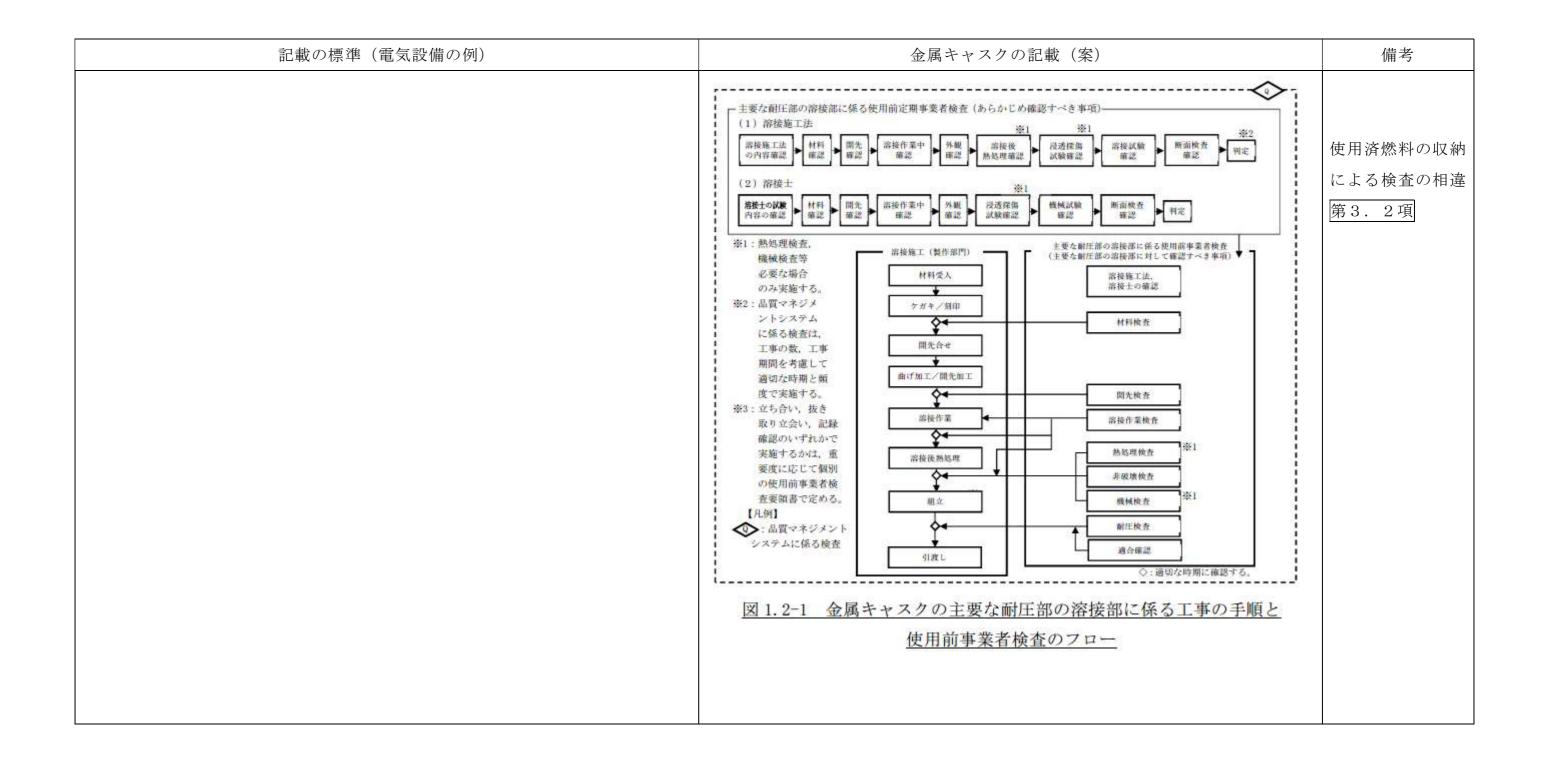
表 2.4-1 品質マネジメントシステムに係る検査

検査項目	検査方法	判定基準
品質マネジメ	工事が設工認の「工事の方法」及び「設計	設工認で示す「設
ントシステム	及び工事に係る品質マネジメントシステ	計及び工事に係る
に係る検査	ム」に示すプロセスのとおり実施している	品質マネジメント
	ことを品質記録や聞取り等により確認す	システム」及び「工
	る。この確認には、検査における記録の信	事の方法」のとお
	頼性確認として,基となる記録採取の管理	りに工事管理が行
	方法の確認やその管理方法の遵守状況の	われていること。
	確認を含む。	

記載の標準 (電気設備の例)	金属キャスクの記載 (案)	備考
3 工事上の留意事項	3. 工事上の留意事項	
3.1 設置の工事に係る工事上の留意事項		
使用済燃料貯蔵施設の設置における工事の実施にあたっては、保安規定を遵守	使用済燃料貯蔵施設の設置における工事の実施にあたっては、保安規定を遵守	
するとともに, 従事者及び公衆の安全確保等の観点から, 以下に留意し工事を進め	するとともに,従事者及び公衆の安全確保等の観点から,以下に留意し工事を進	
る。	める。	
a.設置の工事を行う使用済燃料貯蔵施設の機器等について,周辺資機材及び環	a. 工事を行う金属キャスクについて,周辺資機材,他の使用済燃料貯蔵施設及	
境条件からの悪影響や劣化等を受けないよう,隔離,作業環境維持,異物侵入	び環境条件からの悪影響や劣化等を受けないよう, 隔離, 作業環境維持, 異物	
防止対策等の必要な措置を講じる。	侵入防止対策等の必要な措置を講じる。	
b. 工事にあたっては, 既設の機器等へ悪影響を与えないよう, 現場状況, 作業	b. 工事にあたっては, 既設の安全上重要な機器等へ悪影響を与えないよう, 現	
環境及び作業条件を把握し、作業に潜在する危険性又は有害性や工事用資機	場状況,作業環境及び作業条件を把握し,作業に潜在する危険性又は有害性や	
材から想定される影響を確認するとともに,隔離,火災防護,溢水防護,異物	工事用資機材から想定される影響を確認するとともに,隔離,火災防護,溢水	
侵入防止対策,作業管理等の必要な措置を講じる。	防護、異物侵入防止対策、作業管理等の必要な措置を講じる。	
c. 設置の工事を行う使用済燃料貯蔵施設の機器等について, 必要に応じて, 供	c. 設置の工事を行う金属キャスクについて, 必要に応じて, 供用後の施設管理	
用後の施設管理のための重要なデータを採取する。	のための重要なデータを採取する。	
d. 使用済燃料貯蔵施設の状況に応じて、検査・試験、試運転等の各段階におけ	d. 金属キャスクの状況に応じて、検査・試験等の各段階における工程を管理す	
る工程を管理する。	る。	
e.設置の工事を行う使用済燃料貯蔵施設の機器等について,供用開始後に必要	e. 設置の工事を行う金属キャスクについて, 事業開始後に必要な機能性能を発	
な機能性能を発揮できるよう製造から供用開始までの間、維持する。	揮できるよう製造から事業開始までの間、維持する。	
設置後,長期間経ている機器等については,供用開始前までに点検を実施す		建設段階における
る。		必要な機能・性能
		の維持管理による
		相違
		第3.3(3)項
f. 現場状況, 作業環境及び作業条件を把握し, 放射線業務従事者に対して防護	f. 現場状況, 作業環境及び作業条件を把握し, 放射線業務従事者に対して防護	
具の着用や作業時間管理等適切な被ばく低減措置と,被ばく線量管理を行う。	具の着用や作業時間管理等適切な被ばく低減措置と,被ばく線量管理を行う。	
また,公衆の放射線防護のため,敷地境界において,空間放射線量を適切に測	また,公衆の安全確保のため,敷地境界及び管理区域境界において,空間線量	
定する。	率を適切に測定する。	

記載の標準 (電気設備の例)	金属キャスクの記載 (案)	備考
g. 修理の方法は, 基本的に「第 1.1-1 図 工事の手順と使用前事業者検査のフ	g. 修理の方法は, 基本的に「図 1.1-1 工事手順と使用前事業者検査のフロー」	
ロー」の手順により行うこととし、機器等の全部又は一部について、撤去,切	の手順により行うこととし、機器等の全部又は一部について、撤去、切断、切	
断, 切削又は取外しを行い, 据付, 溶接又は取付け, 若しくは同等の方法によ	削又は取外しを行い,据付,溶接又は取付け,若しくは同等の方法により,同	
り、同等仕様又は性能・強度が改善されたものに取替えを行う等、機器等の機	等仕様又は性能・強度が改善されたものに取替を行う等,機器等の機能維持又	
能維持又は回復を行う。また、機器等の一部撤去、一部撤去の既設端部につい	は回復を行う。また、機器等の一部撤去、一部撤去の既設端部について閉止板	
て閉止板の取付け若しくは同等の方法により適切な処置を実施する。	の取付け等の方法により適切な処置を実施する。	
h. 特別な工法を採用する場合の施工方法は,技術基準規則に適合するよう,安	h. 特別な工法を採用する場合の施工方法は,技術基準規則に適合するよう,安	
全性及び信頼性について必要に応じ検証等により十分確認された方法により	全性及び信頼性について必要に応じ検証等により十分確認された方法により	
実施する。	実施する。	





#### 第4.2-1表 使用前事業者検査に関する法令要求の比較(参考)

使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則(新規制基準施行前)

(使用前検査の実施)

第八条 法第四十三条の九第一項の使用前検査は、次の各号 に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。

- 一 使用済燃料の臨界防止、放射線のしゃへい、使用済燃料等の閉じ込め及び使用済燃料等の除熱に係る材料又は部品に関する事項 化学分析試験、非破壊試験、機械試験、耐圧試験又は漏えい試験を行うときその他の経済産業大臣が適当と認めるとき。
- 二 使用済燃料貯蔵設備本体、使用済燃料の受入れ施設又は 放射性廃棄物の廃棄施設の組立てに関する事項 それぞ れの施設の主要な部分の寸法が測定できるとき又は非破 壊試験、機械試験、耐圧試験若しくは漏えい試験を行う ときその他の経済産業大臣が適当と認めるとき。
- 三 計測制御系統施設、放射線管理施設その他の使用済燃料 貯蔵設備の附属施設の組立てに関する事項 それぞれの 施設が完成したとき。
- 四 使用済燃料貯蔵施設の性能に関する事項 使用済燃料を封入した容器を搬入して据付けたとき又は使用済燃料貯蔵施設が完成したときその他の経済産業大臣が適当と認めるとき。

使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則(新規制基準施行後)

(使用前事業者検査の実施)

第六条の二 使用前事業者検査は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

- 一 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法
- 二 機能及び性能を確認するために十分な方法
- 三 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に 従って行われたものであることを確認するために十分な 方法

別第1表 リサイクル燃料備蓄センターの使用前検査の実績一覧

No.	施設区分	設備	検査対象	検査日	備考
1	使用済燃料貯蔵設備本体	金属キャスク	材料, 寸法, 耐圧・漏えい	2010. 12. 24~	
2	使用済燃料の受入施設	受入れ区域天井クレーン	寸法、据付・外観	2013. 7. 30	
3	計測制御系統施設	- A		2013. 8. 27~	
4	放射性廃棄物の廃棄施設		J /	2013. 6. 12~ 2013. 8. 8	
5	放射線管理施設	放射線管理設備	据付・外観	2013. 8. 27~	
6	その他使用済燃料貯蔵設備の	使用済燃料貯蔵建屋	材料,構造,外観	2010. 11. 30~2013. 8. 8	
	附属施設	無停電電源装置	据付・外観	2013. 8. 27	